

大阪医科薬科大学 病態モデル先端研究施設利用細則

(令和8年4月1日施行)

(趣 旨)

- 第1条** この細則は、大阪医科薬科大学第1研究館管理運営規程第4条第3項に基づき、病態モデル先端研究施設（以下、「施設」という。）の管理運営等について定める。
- 2 施設の利用については、この細則に従うものとする。その他、施設内に設置されているSPF室及び感染実験飼育室の利用については、別に定める。

(利用者)

- 第2条** 施設を利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の大学院生、研究生、研究補助員等
 - (3) 施設管理責任者（以下、「管理責任者」という。）が認めた者
- 2 施設を利用する者は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な教育を受け、利用者としての登録を受けなければならない。

(施設の利用)

- 第3条** 施設の利用は、実験動物を使用する教育又は研究を行う場合に限る。
- 2 施設内では清潔に留意し、飼育室への入室は専用の衣服、帽子、履物、マスク、手袋を必ず着用する。
- 3 施設の利用時間は、原則として午前8時から午後8時までとする。
- 4 前項に定める時間以外に利用する者は、消灯などの責任を負わなければならない。

(実験動物及び機器・備品の購入・搬入)

- 第4条** 施設内で使用する実験動物、飼料の購入等は原則病態モデル先端研究部門（以下、「病態モデル部門」という。）を通じて行う。特殊な動物や、特別飼料の購入は別に定める。
- 2 実験用器材や実験材料を持ち込む場合は、事前に施設に許可を得るものとし、特別な事由については、管理責任者の判断を仰がなければならない。
- 3 実験動物が搬入された場合、利用者は速やかに施設にて実験動物を確認し、施設職員が準備したケージに移さなければならない。ただし、特別な事由がある場合は、事前に施設職員に連絡しなければならない。

(実験動物の飼育・管理及び実験終了後の処置)

第5条 給餌、給水及び室内の清掃は施設職員が行うが、特殊飼料のみ利用者が給餌を行う。

- 2 床敷の交換は利用者が行う。利用者は悪臭の発生を防止するなど、施設内、施設外の衛生環境の維持に努めなければならない。
- 3 動物実験等終了後の実験動物は、無意味な長期飼育は避け、速やかに処分しなければならない。

(実験動物の搬出)

第6条 施設外へ実験動物を搬出する場合は、動物の逃亡を防ぐため、所定の容器に収納して搬出し、指定された場所で実験等を行う。

- 2 前項により施設外へ搬出した実験動物は、原則として、再び動物施設に搬入することはできない。

(健康管理)

第7条 疲労等身体の悪条件下では動物実験等を避け、良好な健康状態で行う。

(報告義務)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事態が発生した場合は速やかに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 実験動物が施設から逸走した場合
- (2) 実験動物の保有する病原微生物等に感染した疑いのある発病があった場合
- (3) 実験動物から被害を受けた場合
- (4) 飼育器材及び実験器具等で負傷した場合

(地震及び火災発生時の措置)

第9条 地震等の災害に遭遇した場合、自身の身の安全を確保するとともに、施設内に設置の緊急時対策マニュアルを参照し、直ちに施設に通報しなければならない。

- 2 火災を発見した者は、消火又は延焼の防止に努め、直ちに施設へ連絡し、必要に応じて消防署に通報しなければならない。
- 3 就業時間外及び休日の場合は、保安に連絡する。

(利用の禁止)

第10条 施設の利用にあたり、この細則に違反する行為があった場合は、病態モデル部門運営委員会の協議に基づき、利用を禁止することができる。

(改 廃)

第 1 1 条 この細則の改廃は、医学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。